

## 議案第47号

つくば市市民研修センター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年2月21日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市市民研修センター条例の一部を改正する条例

つくば市市民研修センター条例（平成12年つくば市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「1,080円」を「1,110円」に、「1,440円」を「1,480円」に、「540円」を「550円」に、「720円」を「730円」に、「450円」を「460円」に、「600円」を「610円」に改める。

別表の2の表を次のように改める。

### 2 浴室利用料金

つくば市内に居住する者 1人1回につき210円

つくば市外に居住する者 1人1回につき520円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際，この条例による改正前のつくば市市民研修センター条例の規定により既に使用の許可を受けている者の利用料金については，なお従前の例による。